

1 目的

この指針は、高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)、高圧ガス保安法施行令(平成 9 年政令第 20 号)、容器保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 50 号)、冷凍保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 51 号)、液化石油ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 52 号)、一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)及び国際相互承認に係る容器保安規則(平成 28 年経済産業省令第 82 号)、千葉市高圧ガス保安法施行細則(平成 30 年千葉市規則第 25 号)に定める高圧ガスの規制を統一かつ合理的に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、法令等で定める技術上の基準のほか、「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(例示基準)」(令和元年 6 月 14 日 20190606 保局第 3 号)、「液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について(例示基準)」(令和元年 6 月 14 日 20190606 保局第 4 号)、「冷凍保安規則の機能性基準の運用について(例示基準)」(令和元年 6 月 14 日 20190606 保局第 6 号)及び「容器保安規則の機能性基準の運用について(例示基準)」(令和元年 6 月 14 日 2019 0606 保局第 7 号)を審査基準として運用する。

本指針の運用にあたり、以下の文献を参考とする。

- 1 「高圧ガスの安全規制の解説」(高圧ガス保安協会)
- 2 「高圧ガス取締法逐条解説」(高圧ガス保安協会)
- 3 「高圧ガスハンドブック」(日本産業・医療ガス協会)
- 4 「高圧ガス・液化石油ガス法令用語解説」(高圧ガス保安協会)